



NEWS

約束手形・小切手の利用廃止 紙の手形・小切手は2026年度末まで

廃止の背景

かつては広く利用された手形や小切手ですが、インターネットバンキングやクレジットカード等の普及で決済の電子化が進むなか、次のような課題が指摘されています。

手形・小切手の課題

- 現金化できるまでの期間が長い
- 紛失や盗難、不渡りのリスクがある
- 事務手続きが煩雑で、記載ミスのリスクもある
- 印紙税、郵送料等のコストがかかる

これらの解決策として、手形・小切手機能の全面的な電子化が進められています。

廃止に向けて、何をすればよい？

STEP①：現状把握

取引先への支払いや受取方法を洗い出し、約束手形や紙の小切手の利用がないか確認しましょう。

STEP②：代替手段の準備

手形は電子記録債権（でんさい等）に、小切手はインターネットバンキングによる振込への移行がおすすめです。取引金融機関にご相談ください。

今後のスケジュール

手形・小切手の利用廃止は、おおむね次のようなスケジュールで行われます。

2025年9月末	◎多くの金融機関で、手形・小切手帳の発行受付が終了
2026年9月末	◎手形・小切手の最終振出期限 これ以降の発行は決済できません
2027年3月末	◎電子交換所の廃止※ ◎手形・小切手の取立受付停止

※「2027年4月から手形・小切手が使えない」というわけではありませんが、電子交換所を介せなくなり、各金融機関が郵送等による相対決済を行うこととなります。また、取引停止処分制度も利用できなくなるため、信用力が失われることになります。



STEP③：取引先との調整

手形や小切手での支払いがある場合は、取引先と支払条件の変更等を調整し、必要に応じて契約の更新等を行います。取引先が支払いに手形や小切手を利用している場合は、今後の予定を確認しておきましょう。

STEP④：社内の体制整備・教育

廃止までのスケジュールや新しい決済手段の運用ルールを社内で周知徹底しましょう。

ギリギリの対応は、資金繰りや信用に影響します。早めのご対応が安心です。

INFORMATION

AKK講演会のお知らせ

令和7年11月18日(火) 18時開演
ホテルグランミラージュ（2F天翔の間）

生成AIファーストステップ

～ 業務で使えるAI活用 ～

講師

高野扶之 氏

dotC株式会社 代表取締役

年末調整の準備をしましょう ～控除のハガキが届く時期です～

- ☐ 生命保険料控除証明書（一般・介護・個人年金）
- ☐ 地震保険料控除証明書（地震・旧長期損害）
- ☐ 国民年金・国民年金基金保険料控除証明書
- ☐ 小規模企業共済保険料控除明細書（iDeCo等）
- ☐ 住宅借入金特別控除申告書・借入金残高証明書
- ☐ 中途入社で前職がある方は前職の源泉徴収票

※ 医療費控除は従業員さん自身が
確定申告で行う控除です。



TKC全国会

アシシステム税理士法人

魚津本社 電話 0765(22)5737

富山支店 電話 076(461)7401

